

(東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法の一部改正)

第十四条 東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法(平成二十三年法律第一百七号)の一部を次のように改正する。

(申告による納付等)

第十八条 省略

256 省略

7 所得税法第三十七条の二第一項に規定する納税猶予分の所得税額に相当する所得税に係る復興特別所得税については、同項に規定する国外転出の時までに国税通則法第一百七十二条第二項の規定による納税管理人の届出をし、かつ、当該復興特別所得税に係る復興特別所得税申告書の提出期限までに当該復興特別所得税の額に相当する担保を供した場合には限り、第一項の規定にかかわらず、当該提出期限の翌日から五年を経過する日(同日前に所得税法第三十七条の二第一項に規定する場合に該当することとなった場合には、同日とその該当することとなった日から四月を経過する日のいずれか早い日)まで、その納税を猶予する。この場合においては、所得税法第三十七条の二(第一項及び第二項を除く。)の規定を準用する。

8 前項に規定する納税猶予分の所得税額に相当する所得税につき所得税法第三十七条の二第二項の規定の適用がある場合における前項の規定の適用については、同項中「五年」とあるのは、「十年」とする。

9 所得税法第三十七条の三第一項に規定する贈与納税猶予分の所得税額に相当する所得税に係る復興特別所得税については、当該復興特別所得税に係る復興特別所得税申告書の提出期限までに当該復興特別所得税の額に相当する担保を供した場合に限り、第一項の規定にかかわらず、当該提出期限の翌日から五年を経過する日(同日前に同条第一項に規定する場合に該当することとなった場合には、同日とその該当することとなった日から四月を経過する日のいずれか早い日)まで、その納税を猶予する。この場合においては、同条(第一項から第三項までを除く。)の規定を準用する。

10 所得税法第三十七条の三第二項に規定する相続等納税猶予分の所得

(申告による納付等)

第十八条 同上

256 同上

税額に相当する所得税に係る復興特別所得税については、当該復興特別所得税に係る復興特別所得申告書の提出期限までに、当該復興特別所得税の額に相当する担保を供し、かつ、同項に定めるところにより国税通則法第一百七十条第二項の規定による納税管理人の届出をした場合に限り、第一項の規定にかかわらず、当該提出期限の翌日から五年を経過する日（同日前に所得税法第三十七条の三第二項に規定する場合に該当することとなつた場合には、同日とその該当することとなつた日から四月を経過する日のいずれか早い日）まで、その納税を猶予する。この場合においては、所得税法第三十七条の三（第一項から第三項までを除く。）の規定を準用する。

11) 前二項に規定する贈与納税猶予分の所得税額又は相続等納税猶予分の所得税額に相当する所得税につき所得税法第三十七条の三第三項の規定の適用がある場合における前二項の規定の適用については、これらの規定中「五年」とあるのは、「十年」とする。

- 12) 省 略
- 13) 省 略
- 14) 省 略
- 15) 省 略

(修正申告の特例)

第二十条の二 所得税法第五十一条の二（同法第六十六条の二において準用する場合を含む。）の規定は、復興特別所得税申告書を提出し、又は決定を受けた者（その相続人及び包括受遺者を含む。）の当該復興特別所得税申告書又は決定に係る基準所得税額の計算の基礎となる同法第五十一条の二第一項各号に規定する事業所得の金額、譲渡所得の金額若しくは雑所得の金額又は同条第二項各号に規定する事業所得の金額若しくは雑所得の金額につきこれらの号に掲げる場合に該当することとなつたことにより、当該復興特別所得税申告書又は決定に係る復興特別所得税につき国税通則法第十九条第一項各号又は第二項各号の事由が生じたときについて準用する。

(更正の請求の特例)  
第二十一条 省 略

- 7| 8| 9| 10|
- 同 同 同 同
- 上 上 上 上

(更正の請求の特例)  
第二十一条 同 上

2 省 略

3 | 所得税法第五十三條の二(同法第六十七條において準用する場合を含む。)の規定は、同法第五十三條の二第一項に規定する国外輸出をした日の属する年分の復興特別所得税申告書を提出し、又は決定を受けた者(その相続人及び包括受遺者を含む。)の当該復興特別所得税申告書又は決定に係る基準所得税額の計算の基礎となる同項に規定する有価証券等に係る譲渡所得等の金額につき同法第六十條の二第六項本文(同法第七項の規定により適用する場合を含む。)、第八項(同法第九項において準用する場合を含む。))又は第十項の規定の適用があることにより、当該復興特別所得税申告書又は決定に係る国税通則法第十九條第一項に規定する課税標準等又は税額等(当該課税標準等又は税額等につき修正申告書の提出又は更正があつた場合には、その申告又は更正後の課税標準等又は税額等。次項から第六項までにおいて同じ。)が過大であるときについて準用する。

4 | 所得税法第五十三條の三(同法第六十七條において準用する場合を含む。)の規定は、同法第五十三條の三第一項に規定する贈与、相続又は遺贈による移転をした日の属する年分の復興特別所得税申告書を提出し、又は決定を受けた者(その相続人及び包括受遺者を含む。)の当該復興特別所得税申告書又は決定に係る基準所得税額の計算の基礎となる同項に規定する事業所得の金額、譲渡所得の金額又は雑所得の金額につき同法第六十條の三第六項前段(同法第七項の規定により適用する場合を含む。)、第八項(同法第十項において準用する場合を含む。))又は第十一項の規定の適用があることにより、当該復興特別所得税申告書又は決定に係る国税通則法第十九條第一項に規定する課税標準等又は税額等が過大であるときについて準用する。

5 | 所得税法第五十三條の四(同法第六十七條において準用する場合を含む。)の規定は、復興特別所得税申告書を提出し、又は決定を受けた者(その相続人及び包括受遺者を含む。)の当該復興特別所得税申告書又は決定に係る基準所得税額の計算の基礎となる同法第五十三條の四第一項各号に規定する事業所得の金額、譲渡所得の金額若しくは雑所得の金額又は同法第二項各号に規定する事業所得の金額若しくは雑所得の金額につきこれらの号に掲げる場合に該当することとなつたことにより、当該復興特別所得税申告書又は決定に係る国税通則法第十九條第一

2 同上

6 項に規定する課税標準等又は税額等が過大であるときについて準用する。  
所得税法第五十三条の五の規定は、同条に規定する国外転出をした日の属する年分の復興特別所得税申告書を提出した者（その相続人及び包括受遺者を含む。）の当該復興特別所得税申告書に係る第十七条第一項第二号に掲げる復興特別所得税の額の計算において第十四条第一項の規定により控除される金額につき同法第九十五条の二第一項（同条第二項において準用する場合を含む。）の規定により同法第九十五条第一項の規定の適用があることにより、当該復興特別所得税申告書に係る国税通則法第十九条第一項に規定する税額等が過大であるときについて準用する。

（源泉徴収義務等）

第二十八条 所得税法第四編第一章から第六章まで並びに租税特別措置法第三条の三第三項、第六条第二項（同条第十一項において準用する場合を含む。）、第八条の三第三項、第九条の二第二項、第九条の三の二第一項、第九条の六第四項、第三十七条の十一の四第一項、第三十七条の十四の二第八項、第四十一条の九第三項、第四十一条の十二第三項、第四十一条の十二の二第二項から第四項まで及び第四十一条の二十二第一項の規定により所得税を徴収して納付すべき者は、その徴収（平成二十五年一月一日から平成四十九年十二月三十一日までの間に行うべきものに限る。）の際、復興特別所得税を併せて徴収し、当該所得税の法定納期限（国税通則法第二条第八号に規定する法定納期限をいう。第三十条第一項において同じ。）までに、当該復興特別所得税を当該所得税に併せて国に納付しなければならない。

2・3 省略

4 所得税法第二百五十五条（租税特別措置法第四十一条の二十二第二項第一号の規定により読み替えて適用される場合を含む。）の規定により所得税の徴収が行われたものとみなされる場合には、当該所得税の額につき第一項の規定による復興特別所得税の徴収が行われたものとみなす。  
5 5 7 省略

（復興特別所得税に係る所得税法の適用の特例等）

第三十三条 復興特別所得税に係る次の表の第一欄に掲げる法律の適用に

（源泉徴収義務等）

第二十八条 所得税法第四編第一章から第六章まで並びに租税特別措置法第三条の三第三項、第六条第二項（同条第十一項において準用する場合を含む。）、第八条の三第三項、第九条の二第二項、第九条の三の二第一項、第九条の六第四項、第三十七条の十一の四第一項、第四十一条の九第三項、第四十一条の十二第三項、第四十一条の十二の二第二項から第四項まで及び第四十二条第一項の規定により所得税を徴収して納付すべき者は、その徴収（平成二十五年一月一日から平成四十九年十二月三十一日までの間に行うべきものに限る。）の際、復興特別所得税を併せて徴収し、当該所得税の法定納期限（国税通則法第二条第八号に規定する法定納期限をいう。第三十条第一項において同じ。）までに、当該復興特別所得税を当該所得税に併せて国に納付しなければならない。

2・3 同上

4 所得税法第二百五十五条（租税特別措置法第四十二条第二項第一号の規定により読み替えて適用される場合を含む。）の規定により所得税の徴収が行われたものとみなされる場合には、当該所得税の額につき第一項の規定による復興特別所得税の徴収が行われたものとみなす。  
5 5 7 同上

（復興特別所得税に係る所得税法の適用の特例等）

第三十三条 同上

ついでには、同表の第二欄に掲げる規定中同表の第三欄に掲げる字句は、同表の第四欄に掲げる字句とする。

				所得税法	第一欄
省略	省略	省略		第四十五条第一項第二号	第二欄
省略	省略	省略	省略	の規定	第三欄
省略	省略	省略	省略	(これらの規定を東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法(平成二十三年法律第百十七号)第十八条第六項及び第七項(申告による納付等)(同条第八項の規定により適用する場合を含む。))並びに第九項及び第十項(これらの規定を同条第十一項の規定により適用する場合を含む。)(において準用する場合を含む。))の規定	第四欄

				同上	第一欄
同上	同上	同上		同上	第二欄
同上	同上	同上	同上	同上	第三欄
同上	同上	同上	同上	(これらの規定を東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法(平成二十三年法律第百十七号)第十八条第六項(申告による納付等)(において準用する場合を含む。))の規定	第四欄

租税特別措置法																
省略	省略	省略	省略	省略			省略	省略	省略			省略	省略			
省略	省略	省略	省略	省略	省略	省略	省略	省略	省略	省略	省略	省略	省略	省略	省略	省略
省略	省略	省略	省略	省略	省略	省略	省略	省略	省略	省略	省略	省略	省略	省略	省略	省略

同上																
同上	同上	同上	同上	同上			同上	同上	同上			同上	同上			
同上																
同上																

災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律（昭和二十二年法律第七十五号）									
省略	省略	省略	省略	省略	第九十三条第一項第一号	省略	省略	省略	省略
省略	省略	省略	省略	省略	場合	省略	省略	省略	省略
省略	省略	省略	省略	省略	場合及びこれらの規定を東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法第十八条第六項及び第七項（同条第八項の規定により適用する場合を含む。）並びに第九項及び第十項（これらの規定を同条第十一項の規定により適用する場合を含む。）において準用する場合	省略	省略	省略	省略

同上									
同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上
同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上
同上	同上	同上	同上	同上	場合及びこれらの規定を東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法第十八条第六項において準用する場合	同上	同上	同上	同上

租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和四十四年法律第四十六号）

省略	省略			省略			省略	省略		省略						省略
省略																
省略																

同上

同上	同上			同上			同上	同上		同上						同上
同上																
同上																

国税通則法												
第六十五条第 三項第二号	省略											
加算した金額	省略											
加算した金額（特別措 置法第十四条（外国税 額の控除）の規定によ る控除をされるべき金 額、第一項の修正申告 若しくは更正に係る特 別措置法第十七条第一 項第三号（課税標準及 び税額の申告）に規定	省略											

同上												
第六十五条第 三項第二号	同上											
加算した金額	同上											
加算した金額（特別措 置法第十四条（外国税 額の控除）の規定によ る控除をされるべき金 額、第一項の修正申告 若しくは更正に係る特 別措置法第十七条第一 項第三号（課税標準及 び税額の申告）に規定	同上											

内国税の適 正な課税の 確保を図る ための国外 送金等に係 る調書の提 出等に関する法律（平成九年法律第百十号）											
省略	省略	省略	省略		省略	省略	第七十三条第三項	第七十条第四項第三号			
省略	省略	省略	省略	省略	省略	省略	所得税	所得税	所得税（当該所得税）	所得税、	
省略	省略	省略	省略	省略	省略	省略	所得税等	所得税等	所得税及び当該所得税に係る復興特別所得税（これらの税）	所得税、復興特別所得税、	する源泉徴収特別税額に相当する金額又は同条第四項に規定する予納特別税額があるときは、これらの金額を加算した金額）

同上								
同上	同上	同上	同上		同上	同上		
同上	所得税、							
同上	所得税、復興特別所得税、	する源泉徴収特別税額に相当する金額又は同条第四項に規定する予納特別税額があるときは、これらの金額を加算した金額）						

相続税法（昭和二十五年法律第七十三号）	地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）	第六条の三第		所得稅（	
		一項	所得稅		所得稅及び当該所得稅に係る復興特別所得稅
		二項	所得稅	所得稅	
		所得稅	所得稅等	所得稅等	
省略	省略	省略	省略	省略	省略

2・3 省略

4 第一項に定めるもののほか、復興特別所得稅に係る租稅條約等の実施に伴う所得稅法、法人稅法及び地方稅法の特例等に関する法律（以下この條及び第六十三條において「租稅條約等實施特例法」という。）の規定の適用については、次に定めるところによる。

一 省略

二 限度稅率適用配當等又は免除適用配當等（前号ニに掲げる配當等に係るものに限る。）につき租稅條約等實施特例法第三條の二第十三項において準用する所得稅法第七十二條第一項の規定による申告書を提出すべき者については、第十七條第五項及び第七項並びに第十八條第十二項から第十五項までの規定を準用する。

三 省略

5 5 8 省略

同上	同上	同上	同上
同上	同上	同上	同上
同上	同上	同上	同上
同上	同上	同上	同上

2・3 同上

4 同上

一 同上

二 限度稅率適用配當等又は免除適用配當等（前号ニに掲げる配當等に係るものに限る。）につき租稅條約等實施特例法第三條の二第十三項において準用する所得稅法第七十二條第一項の規定による申告書を提出すべき者については、第十七條第五項及び第七項並びに第十八條第七項から第十項までの規定を準用する。

三 同上

5 5 8 同上

第三十四条 省略

2 省略

3 第一項に規定するもののほか、第十七条第一項若しくは第五項又は第二十条の二において準用する所得税法第五十一条の二（同法第六十六条の二において準用する場合を含む。）の規定による申告書をその提出期限までに提出しないことにより、第十七条第二号に規定する復興特別所得税の額（第十四条の規定により控除をされるべき金額がある場合には、同号の規定による計算を同条の規定を適用しないでした復興特別所得税の額）又は第十七条第五項第一号若しくは第四号イに規定する復興特別所得税の額につき復興特別所得税を免れた者は、五年以下の懲役若しくは五百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

4 省略

第三十七条 正当な理由がなくて第十七条第一項若しくは第五項又は第二十条の二において準用する所得税法第五十一条の二（同法第六十六条の二において準用する場合を含む。）の規定による申告書をその提出期限までに提出しなかった者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。ただし、情状により、その刑を免除することができる。

(定義)

第四十条 この章において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 四 省略

五 連結親法人 法人税法第十二号の六の七に規定する連結親法人をいう。

六 連結子法人 法人税法第十二号の七に規定する連結子法人をいう。

七 二十 省略

(連結法人の復興特別法人税の個別帰属額の計算)

第五十二条 省略

2 前項に規定する法人税負担帰属額とは、第一号に規定する個別所得金

第三十四条 同上

2 同上

3 第一項に規定するもののほか、第十七条第一項又は第五項の規定による申告書をその提出期限までに提出しないことにより、同条第二号に規定する復興特別所得税の額（第十四条の規定により控除をされるべき金額がある場合には、同号の規定による計算を同条の規定を適用しなかった復興特別所得税の額）又は第十七条第五項第一号若しくは第四号イに規定する復興特別所得税の額につき復興特別所得税を免れた者は、五年以下の懲役若しくは五百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

4 同上

第三十七条 正当な理由がなくて第十七条第一項又は第五項の規定による申告書をその提出期限までに提出しなかった者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。ただし、情状により、その刑を免除することができる。

(定義)

第四十条 同上

一 四 同上

五 連結親法人 法人税法第十二号の七の二に規定する連結親法人をいう。

六 連結子法人 法人税法第十二号の七の三に規定する連結子法人をいう。

七 二十 同上

(連結法人の復興特別法人税の個別帰属額の計算)

第五十二条 同上

2 同上

額がある場合には同号及び第二号に掲げる金額の合計額が第四号に掲げる金額を超えるときのその超える部分の金額を、第三号に規定する個別欠損金額がある場合には第二号に掲げる金額が第三号及び第四号に掲げる金額の合計額を超えるときのその超える部分の金額をいい、同項に規定する法人税減少帰属額とは、第一号に規定する個別所得金額がある場合には第四号に掲げる金額が第一号及び第二号に掲げる金額の合計額を超えるときのその超える部分の金額を、第三号に規定する個別欠損金額がある場合には同号及び第四号に掲げる金額の合計額が第二号に掲げる金額を超えるときのその超える部分の金額をいう。

### 一 省 略

二 租税特別措置法第六十八条の十第五項、第六十八条の十一第十二項、第六十八条の十三第四項、第六十八条の十四第五項、第六十八条の十五第五項又は第六十八条の十五の四第五項の規定、経済社会の構造の変化に対応した税制の構築を図るための所得税法等の一部を改正する法律（平成二十三年法律第百十四号。以下この号において「改正法」という。）附則第七十二条の規定によりなおその効力を有するものとされる改正法第十九条の規定による改正前の租税特別措置法第六十八条の十第五項の規定その他これらに類する規定として政令で定める規定に規定する加算した金額のうち前項の連結親法人又は連結子法人に帰せられる金額の百分の十に相当する金額

### 三 省 略

四 東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（平成二十三年法律第二十九号。以下この号において「震災特例法」という。）第二十五条の二第二項及び第三項、第二十五条の二の二第二項及び第三項、第二十五条の二の三第二項及び第三項、第二十五条の三の三第一項、第二十五条の三の二第一項並びに第二十五条の三の三第一項の規定、租税特別措置法第六十八条の九第一項から第四項まで、第六十八条の十第二項及び第三項、第六十八条の十一第七項から第九項まで、第六十八条の十三第一項及び第二項、第六十八条の十四第二項及び第三項、第六十八条の十五第二項及び第三項、第六十八条の十五の三第一項から第三項まで、第六十八条の十五の四第二項及び第三項、第六十八条の十五の五第一項並

### 一 同 上

二 租税特別措置法第六十八条の九第十一項、第六十八条の十第五項、第六十八条の十一第十二項、第六十八条の十三第四項、第六十八条の十四第五項、第六十八条の十五第五項又は第六十八条の十五の四第五項の規定、経済社会の構造の変化に対応した税制の構築を図るための所得税法等の一部を改正する法律（平成二十三年法律第百十四号。以下この号及び第四号において「改正法」という。）附則第七十二条の規定によりなおその効力を有するものとされる改正法第十九条の規定による改正前の租税特別措置法（第四号において「旧効力措置法」という。）第六十八条の十第五項の規定その他これらに類する規定として政令で定める規定に規定する加算した金額のうち前項の連結親法人又は連結子法人に帰せられる金額の百分の十に相当する金額

### 三 同 上

四 東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（平成二十三年法律第二十九号。以下この号において「震災特例法」という。）第二十五条の二第二項及び第三項、第二十五条の二の二第二項及び第三項、第二十五条の二の三第二項及び第三項、第二十五条の三の三第一項、第二十五条の三の二第一項並びに第二十五条の三の三第一項の規定、租税特別措置法第六十八条の九第一項から第三項まで、第六項、第七項及び第九項（同条第一項から第三項まで、第六項及び第七項の規定を同法第六十八条の九の二第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）、第六十八条の十第二項及び第三項、第六十八条の十一第七項から第九項まで、第六十八条の十三第一項及び第二項、第六十八条の十四第二項及び第三項、第六十八条の十五第二

びに第六十八条の十五の六第七項及び第八項の規定その他政令で定める税額控除に関する規定によりこれらの規定に規定する調整前連結税額から控除される金額のうち前項の連結親法人又は連結子法人に帰せられる金額（同法第六十八条の十五の七第一項後段（震災特例法第二十五条の四第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定により租税特別措置法第六十八条の十五の七第一項に規定する調整前連結税額超過額を構成することとされた部分を除く。）の百分の十に相当する金額

3・4 省略

（復興特別法人税に係る法人税法の適用の特例等）  
第六十三条 復興特別法人税に係る次の表の第一欄に掲げる法律の適用については、同表の第二欄に掲げる規定中同表の第三欄に掲げる字句は、同表の第四欄に掲げる字句とする。

法人税法						第一欄	第二欄	第三欄	第四欄
省略	省略	省略	省略	省略	省略	省略	省略	省略	省略

項及び第三項、第六十八条の十五の二第一項、第六十八条の十五の三第二項、第六十八条の十五の四第二項及び第三項、第六十八条の十五の五第一項並びに第六十八条の十五の六第七項及び第八項の規定、旧効力措置法第六十八条の十第二項及び第三項の規定その他政令で定める税額控除に関する規定によりこれらの規定に規定する調整前連結税額から控除される金額のうち前項の連結親法人又は連結子法人に帰せられる金額（租税特別措置法第六十八条の十五の七第一項後段（震災特例法第二十五条の四第一項の規定、改正法附則第八十条第一項の規定その他これらに類する規定として政令で定める規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定により租税特別措置法第六十八条の十五の七第一項に規定する調整前連結税額超過額を構成することとされた部分を除く。）の百分の十に相当する金額

3・4 同上

（復興特別法人税に係る法人税法の適用の特例等）  
第六十三条 同上

同上						第一欄	第二欄	第三欄	第四欄
同上	同上	同上	同上						

第八十一条の 十三第二項	省略		省略		省略	第六十七条第 三項	省略		省略	
	省略	省略	省略	省略	省略		計算した地方 法人税の額並 びに	省略	省略	省略
	省略	省略	省略	省略	省略		計算した地方法人税の 額並びに当該事業年度 の特別措置法に規定す る課税標準法人税額に つき特別措置法第五章 第三節（税額の計算） の規定により計算した 復興特別法人税の額並 びに	省略	省略	省略

第八十一条の 十三第二項	同上		同上		同上	第六十七条第 三項	同上		同上	
	同上	同上	同上	同上	同上		計算した地方 法人税の額並 びに	同上	同上	同上
	同上	同上	同上	同上	同上		計算した地方法人税の 額並びに当該事業年度 の特別措置法に規定す る課税標準法人税額に つき特別措置法第五章 第三節（税額の計算） の規定により計算した 復興特別法人税の額並 びに	同上	同上	同上

国税通則法			租税特別措置法	地方法人税法(平成二十六年法律第十一号)						
省略	省略	省略	省略	省略	省略	省略	省略	省略	省略	
省略	省略	省略	省略	省略	省略	省略	省略	省略	省略	
省略	省略	省略	省略	省略	省略	省略	省略	省略	省略	定する課税標準法人税額につき特別措置法第五章第三節(税額の計算)の規定により計算した復興特別法人税の額並びに

同上			同上	同上						
同上	第八十一条の十三第二項第四号									
同上	地方法人税の額並びに									
同上	地方法人税の額並びに復興特別法人税の額並びに									

地方税法							
省略	省略	省略	省略	省略	省略	省略	省略
省略	省略	省略	省略	省略	省略	省略	省略
省略	省略	省略	省略	省略	省略	省略	省略

2・3 省略

4 前項の場合において、国税通則法第七十条第四項、第七十一条及び第七十二条の規定の適用については、同項中「第一項又は前項」とあるのは「第一項若しくは前項又は東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法（以下「特別措置法」という。）第六十三条第三項（復興特別法人税に係る法人税法の適用の特例等）」と、同項第二号中「前二項」とあるのは「前二項又は特別措置法第六十三条第三項」と、同法第七十一条第一項中「が前条」とあるのは「が前条又は特別措置法第六十三条第三項（復興特別法人税に係る法人税法の適用の特例等）」と、「前条」とあるのは「前条及び同項」と、同法第七十二条第一項中「あつた日」とあるのは「あつた日とし、特別措置法第六十三条第三項（復興特別法人税に係る法人税法の適用の特例等）」の規定による更正若しくは決定又は賦課決定により納付すべきものについては、同項に規定する更正又は決定があつた日」とする。

5 省略

同上							
同上							
同上							
同上							

2・3 同上

4 前項の場合において、国税通則法第七十条第四項、第七十一条及び第七十二条の規定の適用については、同項中「前二項」とあるのは「前二項又は東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法（以下「特別措置法」という。）第六十三条第三項（復興特別法人税に係る法人税法の適用の特例等）」と、「第一項又は前項」とあるのは「第一項若しくは前項又は同条第三項」と、同法第七十一条第一項中「が前条」とあるのは「が前条又は特別措置法第六十三条第三項（復興特別法人税に係る法人税法の適用の特例等）」と、「前条」とあるのは「前条及び同項」と、同法第七十二条第一項中「あつた日」とあるのは「あつた日とし、特別措置法第六十三条第三項（復興特別法人税に係る法人税法の適用の特例等）」の規定による更正若しくは決定又は賦課決定により納付すべきものについては、同項に規定する更正又は決定があつた日」とする。

5 同上